松　江　星　の　会　規　約

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この会は、松江星の会（以下「星の会」という。）といいます。

（目　的）

第２条　素晴らしい星空との出会いや天体の観察を通して、会員の親睦をはかることを目的とします。

（活動内容）

第３条　星の会は、第２条の目的を達成するために、次の活動を行います。

(1) 会員による星空の観察会。

(2) 地域で星を観る会の開催や協力。

(3) 同じ目的を持つ他の団体との交流。

(4) その他、第２条の目的を達成するために必要な活動。

第２章　組　　織

（会員種別）

第４条　星の会の会員は，次のとおりとします。

(1) 正会員

(2) 準会員（総会での議決権はありませんが、他については正会員と同じです。）

(3) 家族会員（総会での議決権はありませんが、他については正会員と同じです。なお、正会員、準会員の家族に限ります。）

（入　会）

第５条　星の会の目的に賛同できる者は誰でも入会できます。

（入会金及び会費）

第６条　会員は、次に定める入会金及び会費を納入してください。

(1) 正会員	入会金	入会時のみ	1,000 円
	年会費	社会人	2,400 円
		大学生以下	1,200 円
(2) 準会員	入会金	入会時のみ	1,000 円
	年会費		600 円
(3) 家族会員	入会金		無料
	年会費		無料

（会員の資格喪失）

第７条　会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失します。

(1) 退会したとき。

(2) 継続して３年以上会費を滞納したとき。

（退　会）

第８条　会員は、退会届を会長に提出して、いつでも退会することができます。

第３章　役　　員

（役員の種別）

第９条　星の会に次の役員をおきます。

(1) 会長　　１名

(2) 副会長　　１名

(3) 会計　　１名

（役員の選任）

第１０条　役員は、総会で選びます。

（役員の職務）

第１１条　会長は、星の会を代表し、業務を総理します。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行します。

３　会計は、会計事務を処理します。

（役員の任期）

第１２条　役員の任期は１年とします。ただし、再任を妨げません。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とします。

第４章　会　　議

（総　会）

第１３条　総会は星の会の最高議決機関です。

（総会の種別）

第１４条　総会は、会長が召集します。

(1) 年１回の定期総会。

(2) 会長が必要と認めた臨時総会。

（役員会）

第１５条　必要な時、役員は役員会を開くことができます。

（例　会）

第１６条　例会を定期的に開きます。

第５章　会　　計

（会計方法）

第１７条　星の会の費用は、会費や寄附金などの収入金で充てます。

（事業年度）
第１８条　星の会の事業年度は、毎年、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わります。

第６章　事　務　局

（設置等）
第１９条　星の会の事務を処理するために、事務局を設置します。
２　事務局は、会員の中から会長が選びます。

第７章　補　　足

第２０条　この規約に定めるもの以外で必要なことは例会で定め、総会に報告します。

附　則（２００９年９月２６日総会）
１　この規約は、２００９年（平成２１年）９月２６日から施行します。
２　２００９年（平成２１年）度の会費は、次に掲げる額とします。

(1) 正会員	入会金	入会時のみ	1,000 円
	年会費	社会人	1,200 円
		大学生以下	600 円
(2) 準会員	入会金	入会時のみ	1,000 円
	年会費		300 円

３　松江天文同好会設立２５周年記念総会でこの規約に基づいて選出した役員の任期は、２０１１年（平成２３年）３月３１日までとします。
４　星の会は１９８４年(昭和５９年)４月１日に設立した松江天文同好会の名称変更により設立するものです。したがって、星の会と松江天文同好会は同一の組織であり、これまでの松江天文同好会の一切の活動の歴史は星の会に引き継がれます。

附　則（２０１１年４月２０日総会）
１　この規約は、２０１１年（平成２３年）４月１日から施行します。
２　２０１１年度総会でこの規約に基づいて選出した役員の任期は、２０１２年（平成２４年）３月３１日までとします。

附　則（２０１２年４月８日総会）
１　この規約は、２０１２年（平成２４年）４月１日から施行します。
２　２０１２年度総会で次のことを改正しました。

(1) 副会長の人数	（新）１名	（旧）２名	（第９条関係）
(2) 役員の任期	（新）１年	（旧）２年	（第１２条関係）